

東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付要綱

25 総防管第 409 号

平成 25 年 6 月 24 日

平成 26 年 5 月 22 日 一部改正

平成 27 年 7 月 13 日 一部改正

平成 29 年 4 月 28 日 一部改正

平成 30 年 5 月 23 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 10 月 1 日 一部改正

令和 6 年 5 月 1 日 一部改正

令和 8 年 6 月 3 日 一部改正

(総則)

第 1 条 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号依命通達）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、首都直下地震等から帰宅困難者（東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）第 1 条の帰宅困難者をいう。以下同じ。）を守り、被害を最小化させるため、都内の区市町村と帰宅困難者受入協定（以下「受入協定」という。）を締結する事業者が管理する施設（以下「民間一時滞在施設」という。）における、帰宅困難者向けの防災用品、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末等の小型軽量で個人で持ち運ぶことができる情報端末装置（以下「スマートフォン等」という。）に充電するために必要な機器及び夏季等における暑さ対策として使用する用品の備蓄に係る購入費用の補助を行うことで、民間一時滞在施設を確保し、帰宅困難者対策の推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第 3 条 前条の目的を踏まえ、補助金の対象は、民間一時滞在施設における帰宅困難者向けの防災用品、スマートフォン等に充電するために必要な機器及び夏季等における暑さ対策として使用する用品の購入（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、民間一時滞在施設の管理者（以下「管理者」という。）とする。
2 管理者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でな

いこと。

(補助の対象となる施設)

第5条 補助金の対象となる施設は、都内（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島三宅村、御蔵島村、八丈島八丈町、青ヶ島村及び小笠原村を除く。）に所在する民間一時滞在施設であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

一 当該民間一時滞在施設が所在する区市町村との間で受入協定を締結済み、又は締結予定であって、以下の事項が確認できること。

ア 帰宅困難者を受け入れる期間が、発災時から72時間であること。

イ 受け入れる帰宅困難者の人数

ウ 帰宅困難者向けの備蓄品の購入に要する費用を、管理者が負担すること。

二 東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項に規定する従業者向けの備蓄品を完備していること。

三 民間一時滞在施設の運営について定めた事業継続計画又はこれに準じた防災計画等（以下「事業継続計画等」という。）を策定していること。

(補助の対象となる帰宅困難者向けの備蓄品)

第6条 補助の対象となる備蓄品（以下「補助対象備蓄品」という。）は、受入協定により受け入れた帰宅困難者に供するもので、次項の表に掲げるものとする。ただし、補助対象備蓄品は、帰宅困難者1人につき累計3日分に達するまでの数量とし、補助対象経費は、帰宅困難者1人につき累計9,000円を上限とする。

2 次表に掲げる品目のうち、一から四までを指定備蓄品目、五から十までを推奨備蓄品目とする。管理者は、原則として、帰宅困難者1人につき3日分の数量を完備するものとする。ただし、管理者が指定備蓄品目に代替する設備等を有する場合には、都との協議によりこの限りでないものとする。

| | 指定備蓄品目 | 数量 |
|---|----------------|--------------|
| 一 | 水 | 3リットル（1人／1日） |
| 二 | 食料（要配慮者向けを含む。） | 3食（1人／1日） |
| 三 | 簡易トイレ | 5個（1人／1日） |
| 四 | 毛布又はブランケット | 1枚又は1個（1人） |

| | 推奨備蓄品目 | 数量 |
|---|--|------|
| 五 | マット・シート・寝袋 （当該品目を使用する上で不可欠な付属物を含む。） | 都と協議 |
| 六 | おむつ | 都と協議 |
| 七 | 生理用品 | 都と協議 |
| 八 | 救急セット | 都と協議 |
| 九 | 粉ミルク・液体ミルク | 都と協議 |

| | | |
|---|-------------------------|------|
| | (当該品目を使用する上で必要な哺乳瓶を含む。) | |
| 十 | ベビーフード | 都と協議 |

- 3 前項の表に掲げる二 食料には、高齢者その他特別な配慮を要するもの(ハラル対応等)などに配慮した食品の備蓄を含むことができる。
- 4 第2項の表に掲げる品目のうち、一及び二については、保存年限が5年以上のものを補助の対象とする。
- 5 第2項の表に掲げる品目のうち、一、二、三、四、九及び十については、これまでに都の補助を受けて購入したものの更新に要する費用についても補助の対象とする。
 なお、三及び四については、使用期限が定められているものについては当該期限が到来するもの、使用期限が定められていないものについては購入後10年以上経過するものを更新対象とする。
- 6 推奨備蓄品目については、第2項の規定による指定備蓄品目の完備(帰宅困難者1人につき累計3日分)を要件とし、推奨備蓄品目の数量、単価及び仕様については、当該民間一時滞在施設の立地や利用者の状況等に応じて都と協議の上、決定するものとする。
 なお、推奨備蓄品は指定備蓄品と併せて購入することができるものとする。

(補助の対象となるスマートフォン等に充電するために必要な機器)

第7条 補助の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、発災時に帰宅困難者のスマートフォン等に充電するために必要な次の機器及び機材とする。

一 電源機器

帰宅困難者のスマートフォン等に充電するための可搬式非常用発電機又は可搬式蓄電池

二 充電機器

前号の電源機器と接続して帰宅困難者のスマートフォン等に充電するための充電器(充電ケーブルを含む。)

三 その他関連機材

前2号の機器を使用するために必要な附属品等

- 2 管理者は、原則として、受入協定に定める全ての帰宅困難者のスマートフォン等に対し、3日間の滞在期間中に1回以上充電することができるよう補助対象機器を整備するものとする。ただし、都が民間一時滞在施設の運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 補助対象経費は、帰宅困難者一人につき累計2,500円を上限とする。
- 4 受入協定に定める帰宅困難者の人数分の備蓄品を完備(前条第2項に規定する指定備蓄品目について累計3日分)していることを要件とする。
- 5 第1項に掲げる補助対象機器の数量、単価及び仕様については、都と協議の上、決定するものとする。

(補助の対象となる暑さ対策用備蓄品)

第8条 補助の対象となる暑さ対策用備蓄品(以下「補助対象暑さ対策備蓄品」という。)は、夏季等の発災時に暑さ対策として帰宅困難者へ提供する次の備蓄品とする。

一 冷感タオル

二 うちわ

- 2 管理者は、原則として、補助対象暑さ対策備蓄品を受入協定に定める全ての帰宅困難者の人数分を備蓄するものとする。ただし、管理者が補助対象暑さ対策備蓄品に代替する設備等を有する場合には、都との協議によりこの限りではないものとする。
- 3 補助対象経費は、帰宅困難者一人につき累計 1,050 円を上限とする。
- 4 受入協定に定める帰宅困難者の人数分の備蓄品を完備（第 6 条第 2 項に規定する指定備蓄品目について累計 3 日分）していることを要件とする。
- 5 第 1 項に掲げる補助対象暑さ対策備蓄品の数量、単価及び仕様については、都と協議の上、決定するものとする。

（補助率及び補助金の額）

第 9 条 知事は、管理者に対し、管理者の管理する民間一時滞在施設における帰宅困難者向けの備蓄品、スマートフォン等に充電するために必要な機器及び補助対象暑さ対策備蓄品の購入に要する経費の 6 分の 5 の額を予算の範囲内で補助する。

- 2 補助金の額は、第 6 条、第 7 条及び第 8 条の補助対象経費に前項で規定する補助率をそれぞれに乗じて得た額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の合計とする。
- 3 第 1 項の規定による申請は先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付額の合計が予算の範囲を超えた日をもって申請の受理を停止する。

（補助金の交付申請）

第 10 条 本要綱による補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに別記様式第 1 の補助金交付申請書に備蓄品購入計画書及び第 5 条に規定する要件を証明する書類（以下「交付要件証明書類」という。）を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付要件証明書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 受入協定の締結を証明するものの写し
 - 二 第 5 条第 2 号の備蓄品の種類、数量、保管場所及び従業者数を証明するもの
 - 三 事業継続計画等を策定していることを証明するもの
- 3 第 6 条第 2 項の表に掲げる品目のうち、一、二、九及び十の更新に要する費用についての補助を受けようとする者は、食品ロス削減のための取組を実施し、別記様式第 1 の補助金交付申請書に食品ロス削減取組報告書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 第 6 条第 2 項の表に掲げる品目のうち、三及び四の更新に要する費用についての補助を受けようとする者は、別記様式第 1 の補助交付申請書に廃棄報告書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 5 補助対象機器又は補助対象暑さ対策備蓄品の購入費用について補助を受けようとする者は、第 7 条第 4 項又は第 8 条第 4 項に規定する要件を満たすことを証明するものを別記様式第 1 の補助金交付申請書に添付して、知事に提出しなければならない。

なお、第 6 条に規定する補助対象備蓄品と併せて補助を受けようとする場合は、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第11条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該補助金交付申請書等の申請内容が適当と認められる管理者に対し補助金の交付決定を行い、別記様式第2による補助金交付決定通知書により、管理者に通知するものとする。

2 交付申請時までに交付要件証明書類が提出できない場合で、知事がやむを得ないと判断したときは、補助金の実績を報告するときに交付要件証明書類を提出することを条件として交付決定を行うことができる。

(申請の取下げ)

第12条 管理者は、前条の通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付されていた条件に異議があるときは、同条の補助金交付決定通知書を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第3による補助金交付申請取下書により、知事に申請する。

(補助対象事業の内容の変更、中止又は廃止)

第13条 管理者は、補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第4による補助対象事業変更・中止（廃止）申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、管理者から前項の申請があったときは、補助対象事業変更・中止（廃止）申請書の内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、別記様式第5により申請に係る審査の結果を管理者に通知する。

(実績報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた管理者は、補助対象事業が完了したとき（変更、中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は原則として、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る都の会計年度の2月末日（当該日が東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第1条第1項に規定する東京都の休日に当たるときは、東京都の休日の前日）のいずれか早い日までに、別記様式第6による補助対象事業実績報告書により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告に当たっては、次に掲げる書類を添付する。

- 一 東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助金交付決定通知書（別記様式第2）の写し
- 二 補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品の購入に係る契約書、納品書又は受領書の写し
- 三 補助対象備蓄品の保存年限を証明する品質証明書等の写し
- 四 補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品の購入に係る支払を証明するものの写し
- 五 補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品の保管場所（以下単に「保管場所」という。）を示す平面図及び写真

3 前項の書類のほか、当該交付決定において提出することが条件とされた交付要件証明書類を添付するものとする。

4 前2項の書類の原本については、第22条の規定に基づき管理者が保管する。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第7により管理者に通知する。

(補助金の請求等)

第16条 管理者は、前条の通知を受けた場合において補助金の交付を請求しようとするときは、別に定める日までに、別記様式第8により、知事に対し補助金の請求を行わなければならない。

2 知事は、前項に規定する補助金の交付の請求があった場合、速やかに補助金を支払う。

(J グランツによる申請等)

第16条の2 次の各号に掲げる手続及び事務については、J グランツを使用する方法により行うことができる。

- 一 第10条、第14条及び第16条において管理者が知事宛てに提出すると規定される別記様式第1、別記様式6、別記様式8及びこれらの添付書類の提出
- 二 第11条及び第15条において知事が管理者宛てに通知すると規定される別記様式第2及び別記様式第7による通知

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、第13条の規定により補助対象事業の変更、中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第11条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 管理者が、補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他法令又は交付決定に基づく命令に違反した場合
- 二 管理者が補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 三 管理者が、補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品を、第21条に規定した目的以外の用途に使用した場合
- 四 管理者が、補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品の保存年限期間中に、交付要件を満たさなくなった場合
- 五 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に管理者に補助金が交付されているときは、期限を

定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。

- 2 管理者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 管理者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が確定した場合には、別記様式第9により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を管理者に命ずる。

（補助対象備蓄品等の管理）

第20条 管理者は、保管場所において、補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品について従業者向けの備蓄品等と区分し、善良な管理者の注意をもって、保管しなければならない。

（補助対象備蓄品等の使用及び処分）

第21条 管理者は、次の各号に掲げる場合に補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品を使用することができる。

- 一 受入協定に基づき民間一時滞在施設を開放し、帰宅困難者を受け入れるために使用する場合
- 二 第6条第2項の表に掲げる品目のうち、一、二、九及び十について、保存年限がおおむね12か月以下となり、食品ロス削減のための取組に使用する場合
- 三 その他知事が必要と認めた場合

- 2 管理者は、次の各号に掲げる場合に補助対象機器を使用することができる。ただし、第2号及び第3号に規定する場合においては、発災時に使用するに当たり支障とならないよう、使用后直ちに同機器等を使用可能な状態に復しておくこと。

- 一 受入協定に基づき民間一時滞在施設を開放し、帰宅困難者へ充電環境を提供する場合
- 二 平常時において、補助対象機器の効率的な使用方法を補助事業者が習得するために必要とする場合
- 三 その他知事が必要と認めた場合

- 3 管理者は、知事が必要と認める場合に限り、補助対象備蓄品、補助対象機器及び補助対象暑さ対策備蓄品を処分することができる。処分に当たっては、あらかじめ別記様式第10により知事に申請し、別記様式第11による承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした管理者に対し、補助金の額を上限として、処分による収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿等の整備)

第22条 補助金の交付決定を受けた管理者は、補助対象事業の経理について特別の帳簿を備えるとともにその内容を証する関係書類を整理し、他の経理と区分して、その収支を明らかにしておかなければならない。

- 2 帳簿等は、補助対象事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(調査)

第23条 補助金の交付決定を受けた管理者は、東京都が実施する一時滞在施設に関する諸調査について協力する。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、総合防災部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。